

## 適格分割等により移転する資産等 と関連を有する繰延資産の 引継ぎに関する届出書

※整理番号

受付印署務

令和 年 月 日

稅務署長殿

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名												
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期		業種 番号		番 号	整理 簿	備 考		通 信 日 付 印	年 月 日	確認

## 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第32条第5項の規定により届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
  - (3) 「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第32条第4項第2号ハに規定する繰延資産について、法人税法施行令第14条第1項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。
  - (4) 「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。
  - (5) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類を記載してください。
  - (6) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。
  - (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。